

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

4月から、非自発的失業者の方（倒産・解雇等による離職、雇い止めによる離職などを余儀なくされた方）は国民健康保険税について、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税を軽減する制度が創設されました。

■対象者について

次の①～⑤全てにあてはまる方が対象となります。

- ① 国民健康保険加入者であること
- ② 雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成21年3月31日以後であること
- ③ 離職日において、65歳未満であること
- ④ 該当者の給与所得がゼロでないこと
- ⑤ 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、「離職

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。
(例)

離職日	保険税の軽減適用期間
H21年3月31日～ H22年3月30日	H22年4月分～ H23年3月分
H22年3月31日～ H23年3月30日	離職日の翌日の属する月分～ H24年3月分

※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。
※平成21年度の国民健康保険税は対象となりません。

理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること
■適用される期間について

一 非自発的失業者の方へお知らせです 一 国民健康保険の資格並びに高額療養費について

社会保険等の任意継続被保険者であって、非自発的失業者に該当する方は、申出により申出時以降の社会保険等の定める日から、任意継続の被保険者資格を取り消し、国民健康保険に加入することができます。

非自発的失業者の適用により所得区分に変更が生じ、かつ高額療養費に該当した場合には、健康増進課からお知らせいたします。

◆手続場所

健康増進課および各総合支所・出張所

◆問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820(77)5502

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定し賦課することにより、国民健康保険税を軽減します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、軽減対象外となります。）

■届出に必要なもの

○雇用保険受給資格者証

○印鑑

■手続場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ 税務課

☎0820(74)1008

○情報公開

実施機関	請求件数	公開	部分公開	非公開	却下	不服申立
町長（商工観光課）	8	3	5	—	—	—
町長（税務課）	3	3	—	—	—	—
町長（生活衛生課）	3	2	—	—	1	—
町長（政策企画課）	3	1	2	—	—	—
教育委員会	2	—	2	—	—	—
議会事務局	2	2	—	—	—	—
公営企業管理者	1	1	—	—	—	—
計	22	12	9	—	1	—

○個人情報保護

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	不服申立
公営企業管理者	2	2	—	—	—
計	2	2	—	—	—

情報公開・個人情報保護制度の利用状況

情報公開制度は、町が持っているさまざまな町政情報を知りたい時に、町民の皆さんからの請求に応じて、その情報の閲覧や写しの交付を行うものです。

個人情報保護制度は、町の保有する個人情報の開示や訂正等について、個人の権利・利益の保護を図り、公正で信頼される町政の推進をめざします。

各制度の平成21年度の利用状況についてお知らせします。

■問い合わせ

政策企画課

☎0820(74)1007